

平成 21 年 5 月 20 日(水)18 時 30 分から
生涯学習センターけやき 大ホールにて

『小田原市自治基本条例フォーラム』 加藤市長 あいさつ

みなさん、こんばんは。夕方の時間帯、日中の様々なお仕事のあと、お疲れの中、お集まり頂き誠にありがとうございます。

今日は、小田原市自治基本条例「フォーラム」を開催させていただきます。

これから私達が目指していく新しい小田原、このまさに背骨となっていく自治体の憲法といわれる自治基本条例を、私達は総力を挙げて、皆さんの知恵と力を集めて作っていかうというもので、今日は、そのキックオフになります。条例の名前は聞いたことがあるけど、よくわからないという方も多いと思います。松下先生にどのような中身なのか、何をやる条例なのかというイロハを詳しくお話しを頂きたいと思っていますので、私からはこの場を借りて、自治基本条例にかける思い、なぜ今この小田原でつくるのかという私の思いを、皆さんにまず伝えさせていただきます。

昨年 5 月 24 日に就任以来、この週末でちょうど一年が経ちます。色々な課題が山積している中での就任であり、この一年間、多くの方々にご尽力賜り、またご心配をかけながら課題の解決に向けて一生懸命取りくんで参りました。庁内においても、議会の皆様のご理解、職員の献身的な作業等によりまして、小田原駅周辺の 3 つの検案事項も含めまして、地域の重点課題についての解決の方針も見えてきました。また、ここに至りまして、いくつもの市民参画の検討の場も複数立ち上がってきています。

平成 23 年 4 月からスタートする新しい総合計画の策定が、いよいよこの平成 21 年から始まります。今後 10 年、30 年、50 年、100 年と続く新しい小田原の道のりを一からみなさんと一緒に作らなければいけない、そういう状況に今、私達は立っています。まさに、共同作業を本格的に始めようという局面であります。

自治基本条例は、そのまちごとの地域づくりのルール等を詳細に決めていくものであるため、一般的には自治体の憲法と言われています。このタイミングに、新しい総合計画がスタートする前に、なんとか小田原市がこれからみなさんと一緒に地域づくりを進めていく一番基本となる決め事をしていきたい。そして、平成 23 年の総合計画のスタートには、自治基本条例も同時にスタートして、名実共に新しい小田原のスタートが切れるように準備作業を進めたいという思いが、この時期に自治基本条例の策定のお願いをさせていただいた最大の理由であります。

なぜ自治基本条例かについては、のちほど先生からわかりやすくご説明いただけたと思いますが、まず、私たちが考えなければならない、現在のおかれた状況を振り返ってみたいと思います。なんとといってもこの厳しい社会、経済状況の中で、これまでと同じ様な考え方、これまでと同じ様なまちづくりの仕組み、行政の運営の仕組み、地域の運営の仕組みだけでは、自治体の運営、地域での暮らしや経済を厳しい状況の中で運営していくことが本当に難しくなりつつあります。人口が減っていく中で高齢化が進む。つまり税収が減る。一方で高齢化している地域社会の弱体化にも繋がり、どうやって私達は力を合わせていくのか。このことを考えると、どうしても自治基本条例の策定、それに向けた私達の思いの共有化が不可欠だと思っています。

平たく言えば、行政がやっていたこと、市民の皆さんにやってきていただいたこと、こういったことを平場に出し合って、どの部分は行政でやりましょう。ここは協働してやりましょう。ここは民間で一生懸命やりましょう。これは地域でやりましょうという役割分担や、物事を決めていく時の手続きをお互いに十分共有した上で、気持ちよくそれぞれが地域の運営に関わっていけるような仕組みを作ること。その仕組みを作ることにより、地域全体として、地域が持てる力、パフォーマンスをあげることが可能になると考えています。これまでも勿論、様々な懸案を解決するために市民のみなさんにご参画いただき、例えば、検討委員会をこのテーマについてつくりましょう。この部分は市民の皆さんに委託をしましょう。これは行政でやりましょう。その都度、議会でご議論いただき、また行政の中で考え方針を決めてきたが、それも含めて十分情報を開示して、基本的な物事の進め方、役割分担の仕方を

決めていくということが、自治基本条例の主眼であり、それぞれの立場で出来ることを気持ちよくやっていくことがどうしても不可欠で、その為の合意ルールをつくることだと考えています。

なぜ、この時期かというかと、日本全国で100を越える自治体が、やはり同じ様な問題意識でこの条例の立ち上げをしています。2000年に、北海道のニセコ町で作られた「まちづくり基本条例」が、自治基本条例の第1号と言われています。「私達の町の憲法」という本を出している当時の町長さんが、前例がないなかで、数少ない貴重な地域資源、また町民が総出で参加してくれるような町政を目指して策定を始めたのがこの条例のスタートだといわれています。このニセコ町で条例策定に当たりかけられた合い言葉、スローガンは「責任をもって自ら考え行動しよう。」だったそうです。戦後の経済成長、民主主義のもと、地方自治体の中で行政と市民の役割分担がどうだったかを振り返ると、行政と市民の間における抜き去りがたい不信感や、時には対立構造があり、お互いが本当に一つになって力を合わせていこうという局面になかなかなりにくかったと考えています。

人任せにしてしまったり、何か問題があれば誰かのせいにしてたり、市民からすれば行政のせいにしてたり、行政からすると市民の皆さんがついてきてくれないからと市民のみなさんのせいにしてたりということが、私達の地方自治の歴史の中にあっただと思います。このことを前ニセコ町長さんは、お任せ民主主義という言葉をつかっています。

民主主義のようだけれども、誰も当事者として責任をとらない他人任せの地方自治があったということを考えていく必要があります。逆に、ここから先は誰もが担い手になり、お互いを支え合っていく。地域全体として一番いい状態を作っていこうという地域の形、運営のルールを作る必要があると思います。

小田原における自治基本条例で、これから目指したいのは、地域作りや、地域運営の仕方における原理原則を明確にするということ。市民、議会、行政の役割を明確にするということ。そして、色々なまちづくりや、地域づくり、地域の運営のルールや手続きを平易に明確にしてみなさんと共有していくことだと思っています。市民が主体となった小田原、また行政と市民の皆さんとの協働、地域内分権、行政だけが抱え込むのではなく、地域のことは地域の皆さんにお預けしていくこと。こういうことを含めて自治基本条例の精神のところに盛り込んでいけないかと思っています。そして制定によって、役割やルールが明確になっていく。すると私たち行政、皆さんの市民、議会のみなさんの権利や義務が明確になっていく。参画責任が明らかになっていく。人任せでなくそれぞれが、それぞれの立場で、小田原で起きていることに責任を持つ、未来に対して責任があるということを実感していく大事なツールとなるものです。

勿論、小田原で作っていくので、「小田原らしい」、「小田原ならではのものをつくっていきたい」と強く考えています。

二宮尊徳先生のご生誕地であるということ。先生の言葉を借りると、「徳をいかす地域運営」。これは、一人一人がもっている能力、才能、経験を生かし合える地域の運営をしていきたい。また「荒地地は荒地地の力で」とおっしゃっている。地域には、地域のまだ発揮されていない力があります。それを最大限発揮していただけるような地域運営の仕組み。そういったものが議論され、なかなかお金は十分ではないけど、みなさんの持っている力が発揮されて、「無尽蔵」に色々な力が発揮されていく「無尽蔵の小田原」。そういったものを自治基本条例によって切り開いていかれないかと思っています。

総合計画の策定、自治基本条例の策定のプロセスでも小田原ならではの取組を始めます。例えば、分野別市民会議の小田原ライフフォーラム。また地域ごとに運営協議会を自治会連合会区単位で立ち上げて頂く、協議会の位置づけもしっかりとしていきたい。地域コミュニティ検討委員会の中では、職員の地域担当性のような話の骨格がでてくる。こういったものを自治基本条例で位置づけしていきたい。また、行財政改革検討委員会では、市民による行財政のモニタリング、市民による財政白書を作りたいという話もでていますが、このように市民がきっちりと行政運営を見ていくそういう仕組みも私達の自治の基本的な重要な仕組みになっていくと思います。いくつかの小田原ならではの市民参画の仕組み、地域での分担した運営の仕組みが生まれてきているので、こういったものもぜひ、取り込んでほしいと欲張って考えています。

いずれにしても、そのような思いを持ち、小田原がこれから歩んでゆくべき、市民主体の地域運営ということを視野に入れて皆さんと一緒に自治基本条例を作りたいと考えているわけです。

今後、多くの方にこの策定作業に関わって頂きたいと思いますが、この進め方については、今日お越しの相模女子大の松下先生のお力をお借りします。先生は、国内の複数箇所で大変先進的なスタイルの中で、自治基本条例を徹底した議論を踏まえて作るというプロセスをいくつもコーディネートされてきた方であります。先生には、この一連のプロセスをオブザーブと言いよりも、もっと踏み込んで関わっていただくことで、この小田原の持っている現状、可能性を十分に踏まえた上での小田原らしい策定のプロセスを導いて頂きたいと考えています。また、自治基本条例については、初めて聞く、よく分からないけれども、でもちょっと関心がある、参加してみたい、話を聞いてみたいという方達もたくさん出てきて頂かないと困るわけですが、そういう思いをもった方達がいつでも参加し、意見を述べる事が出来るように色々な形で情報を受け付けるような仕組みをつくり、開かれた形での検討委員会の運営ということに、腐心していかなければいけないと考えております。

100を超える先進事例があるので、条例文だけならば、すぐできてしまうが、それでは、まったく意味がないので、みなさんが、感じている問題意識をつき合わせてどういった小田原を作っていくのか、どういうルールでやっていくのかという思いを煮詰めていくプロセスこそが本当に大事であり、みなさんの言葉でそれぞれの地域のみなさんに伝え、また実際に地域運営の中で、小田原ならではの自治の姿という物を実現していくことが出来ると考えております。

また、今日は議員の皆さんもたくさんお越しですので、議員のみなさんへの要望ですが、議会基本条例的なものをお作り頂き、総合計画、自治基本条例、議会基本条例こういったものが揃って、小田原が本当に新しい日本の先進をいくような自治の形に変わっていくと本当に嬉しいと思っております。これは私の勝手なお願いですがそう思っています。これからみなさんと一緒につくりあげていきます新しい小田原のルールとなります自治基本条例、ぜひ、多くの方にご参画頂きまして、これからの小田原の未来にむけての一つの重要なキックオフとしていきたいと考えております。

ぜひ、みなさん、今日は最後までお話を聞いて頂き、これからのプロセスにご参画を頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。